

兵庫県公報

令和7年4月15日 火曜日 第608号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	1
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	5
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	6
教育委員会公告	
○ 退職手当支給制限処分	6
正 誤	
○ 令和5年3月22日付け兵庫県公報号外中	6
○ 令和7年3月25日付け兵庫県公報号外中	7

告 示

兵庫県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年4月15日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和7年4月15日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 小野藍本線	加東市天神字中ノ手173番2から 同 市黒谷字ガラ田316番1まで	旧	6.0から 31.0まで	1,900.0	
	加東市天神字中ノ手173番2から 同 市掬鹿谷字沖溝318番1まで	新	9.0から 27.0まで	551.0	

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 DCM明石大久保店
 所在地 明石市大久保町西脇塚本64番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 石黒靖規
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
 ケーヨーデイツー明石大久保店
 - イ 変更後
 DCM明石大久保店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ケーヨー	千葉県若葉区みつわ台一丁目28番1号	林 武夫
外未定		
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	石黒靖規
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	大桑弘嗣
株式会社ワッツ	大阪市中央区城見一丁目4番70号	平岡史生
	住友生命OBPプラザビル	
- 4 変更年月日
 令和6年9月1日ほか
- 5 届出年月日
 令和7年3月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
 令和7年4月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和7年8月15日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 三田駅前一番館
 所在地 三田市駅前町2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 三田地域振興株式会社 三田市駅前町2番1号 久高輝之
 外10者
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 三田地域振興株式会社 三田市駅前町2番1号 龍見秀之
 外10者
 - イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 三田地域振興株式会社 三田市駅前町2番1号 久高輝之
 外10者
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社西村清月堂 三田市三輪二丁目7番1号 西村欣祐
 株式会社アクティー三田 三田市高次一丁目5番17号 田中豊
 株式会社しまむら さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 鈴木誠
 外11者
 - イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社西村清月堂 三田市三輪二丁目7番1号 西村広太郎
 株式会社アクティー三田 三田市高次一丁目5番17号 田中義浩
 株式会社しまむら さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 高橋維一郎
 外11者
- 4 変更年月日
 令和7年2月21日ほか
- 5 届出年月日
 令和7年3月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
 令和7年4月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和7年8月15日
 - (2) 提出先
 兵庫県まちづくり部都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月15日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームセンタームサシ姫路店

所在地 姫路市広畑区夢前町三丁目1-7

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

アーケランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	佐藤好文
------------	----------------	------

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

アーケランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂本晴彦
------------	----------------	------

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

アーケランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	佐藤好文
------------	----------------	------

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

アーケランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	坂本晴彦
------------	----------------	------

株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	小林辰夫
-----------	--------------	------

株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号	佐藤利行
----------	--------------------	------

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

アーケランズ株式会社	新潟県三条市上須頃445番地	佐藤好文
------------	----------------	------

株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	小林辰夫
-----------	--------------	------

株式会社ロピア	川崎市幸区南幸町二丁目9番地	高木勇輔
---------	----------------	------

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
----------------	------	------

アーケランズ株式会社	午前8時	午後9時
------------	------	------

株式会社ヤマダ電機	午前8時	午後9時
-----------	------	------

株式会社ハローズ	午前0時	翌午前0時
----------	------	-------

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
----------------	------	------

アーケランズ株式会社	午前7時	午後9時
------------	------	------

株式会社ヤマダ電機	午前7時	午後9時
-----------	------	------

株式会社ロピア	午前0時	翌午前0時
---------	------	-------

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

1階駐車場	24時間
-------	------

2階駐車場	午前7時45分から午後9時15分まで
-------	--------------------

屋上駐車場	午前7時45分から午後9時15分まで
-------	--------------------

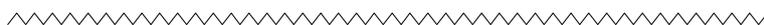
イ 変更後

1階駐車場	24時間
-------	------

2階駐車場	午前6時45分から午後9時15分まで
-------	--------------------

屋上駐車場 午前6時45分から午後9時15分まで

- 4 変更年月日
令和7年3月24日ほか
- 5 届出年月日
令和7年3月21日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和7年4月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和7年8月15日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和7年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 DCM明石大久保店
所在地 明石市大久保町西脇塚本64番1ほか8筆
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 石黒靖規
- 3 変更事項
荷さばき施設の位置（縦覧に供する関係図書に示すとおり。）
- 4 変更年月日
令和7年11月1日
- 5 届出年月日
令和7年3月27日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
令和7年4月15日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和7年8月15日
 - (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和7年4月15日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 (仮称) ドラッグコスモスたつの神岡店
 - 所在地 たつの市神岡町東鶯崎字六反田598番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定によりたつの市から述べられた意見の概要
 - (1) 騒音規制法、振動規制法、環境の保全と創造に関する条例に定められる特定施設に該当するものはないとみられるが、上記法令を遵守すること。
 - (2) 営業が誘因となって発生する外部騒音及び夜間騒音による公害が生じることのないように努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 兵庫県まちづくり部都市計画課
 - (2) 縦覧期間
 - 令和7年4月15日から1月間

教育委員会公告

退職手当支給制限処分

職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、一般の退職手当等の全部を支給しない。
退職をした者の氏名 和田 賢志

退職時の所属 財務課

支給制限処分の理由 地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職処分を受けて退職したため

教示 この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に兵庫県知事に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に兵庫県を被告として（被告を代表する者は兵庫県教育委員会）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

令和7年4月15日

兵庫県教育委員会

正 誤

○令和5年3月22日付け（兵庫県公報号外）
兵庫県税条例の一部を改正する条例（令和5年兵庫県条例第14号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
26	5	第 条	第1条の8第1項



○令和7年3月25日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県税条例等の一部を改正する条例（令和7年兵庫県条例第11号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
82	20	法律第 号	法律第7号